

災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書

安中市(以下「甲」という。)と一般社団法人群馬県LPガス協会安中支部(以下「乙」という。)は、災害時におけるLPガスの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、安中市において地震等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して、被災者にLPガスを供給するために必要な事項を定め、住民の避難生活の安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し避難所等へのLPガスの供給について、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請をうけたときは、速やかに possible の限り優先的に協力するものとする。

2 乙は、災害時において、甲の要請に円滑に対応するために、LPガス及びLPガス資機材の調達並びに要員の確保を行うこととし、備蓄物資の内容及び数量については、甲と乙が事前に協議のうえ決定する。

(引渡し)

第4条 甲は、乙に供給要請を行う際、予め引き渡し場所を指定し、当該場所へ職員を派遣し、引き受けるものとする。

(費用負担)

第5条 前3条の規定により、乙が供給したLPガスの代金については、甲が負担するものとする。

(情報の提供等)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に機能するため、地域防災にかかわる情報収集や支援活動のあり方について、平時から協議を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度 甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに、甲・乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、さらに1年延長するものとし、以降も又同様とする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年2月25日

甲 安中市安中一丁目23-13
安中市長

乙 安中市築瀬879
一般社団法人群馬県LPガス協会安中支部
支部長